

2018年3月12日 / 金融仲介の質の向上に向けたシンポジウム

中小企業からみる 金融環境の変化について

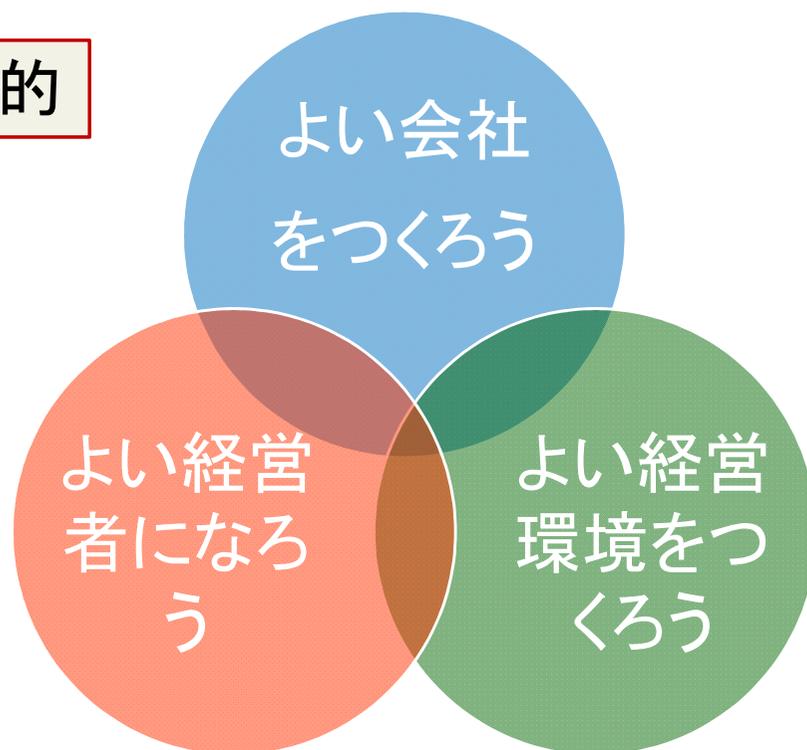


一般社団法人 北海道中小企業家同友会

代表理事 守 和彦

中小企業家同友会とは

3つの目的



北海道中小企業家同友会

【創立】 1969年

【会員数】 5,819社

会員は「経営の辞書の1頁」



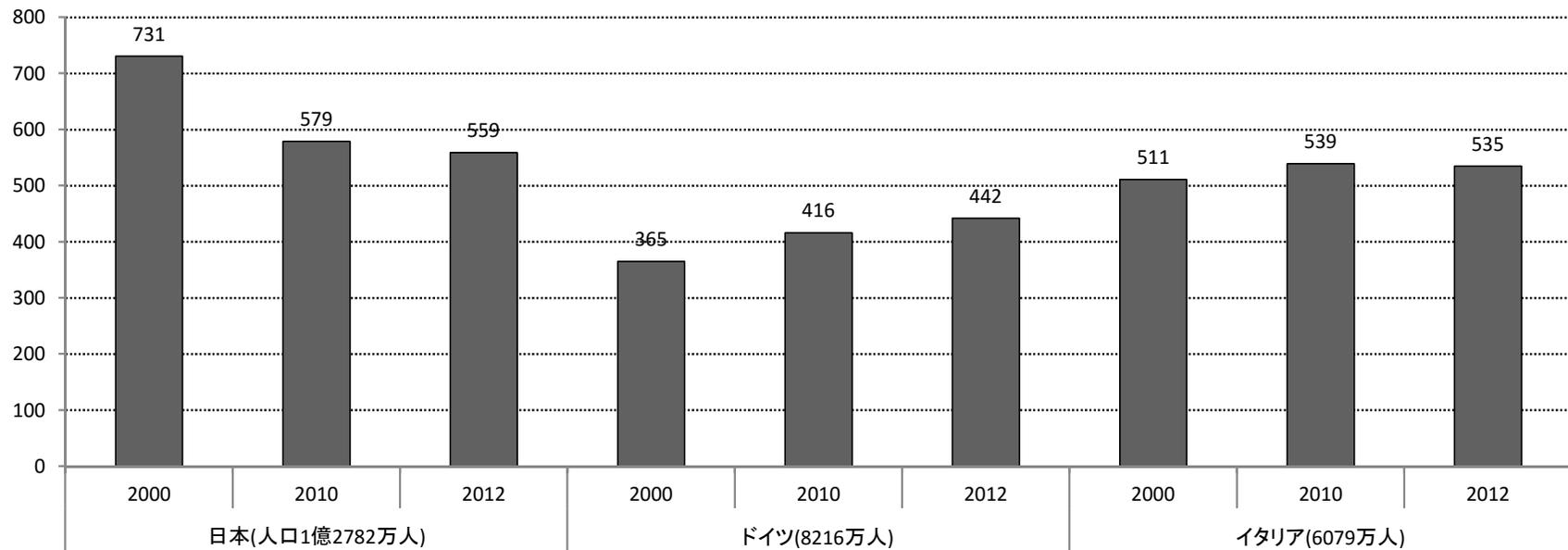
大企業・中小企業の国際比較

| | | 企業数 | 従業者数 | 売上高 | 主な政策等 |
|-----------------|------|------|------|------|--|
| 米 国 (1992) | 中小企業 | 99.7 | 53 | 51 | 軽減税率、研究開発、創業支援、診断・指導、政府調達等 |
| | 大企業 | 0.3 | 47 | 49 | |
| 英 国 (1996) | 中小企業 | 99.8 | 59 | 56.3 | 軽減税率、研究開発、診断・指導等 |
| | 大企業 | 0.2 | 41 | 46.7 | |
| ド イ ツ (1996) | 中小企業 | 99.6 | 57 | 50 | 研究開発、創業支援、診断・指導、政府調達、人材育成等 |
| | 大企業 | 0.4 | 43 | 50 | |
| フランス (1996) | 中小企業 | 99.8 | 66 | 62 | 軽減税率、研究開発、創業支援、政府調達、人材育成等 |
| | 大企業 | 0.2 | 34 | 38 | |
| イタリア (1996) | 中小企業 | 99.9 | 80 | 76.2 | 研究開発、人材育成、産業集積支援等 |
| | 大企業 | 0.1 | 20 | 23.8 | |
| E U (1996) | 中小企業 | 99.8 | 66 | — | 研究開発、創業支援等 |
| | 大企業 | 0.2 | 34 | | |
| 日 本 (2012) | 中小企業 | 99.7 | 70 | 48.6 | 軽減税率、研究開発、創業支援、診断・指導、政府調達、人材育成、産業集積支援、組織化等 |
| | 大企業 | 0.3 | 30 | 51.4 | |

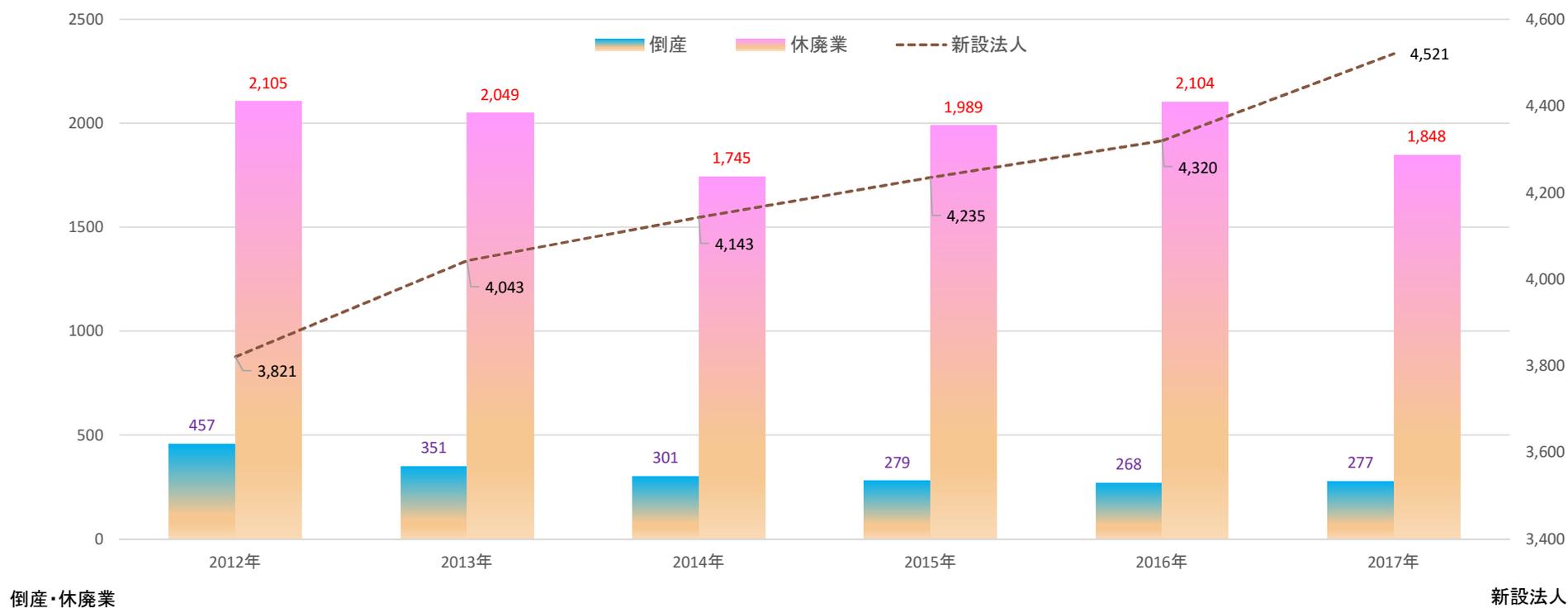


減少する自営業者～日独伊の比較

万人



道内の倒産・休廃業・新設法人



【出典：東京商工リサーチ】



地域と中小企業から見える 景色

- 1) 金融緩和の影響
- 2) マクロとミクロの判断
- 3) 個々の企業は1社ごとに皆ちがう
- 4) 既存の中小企業が生活インフラを支えている



金融環境の変化

- 1) 経営者保証のガイドライン
- 2) 金融仲介機能のベンチマーク
- 3) 金融機関としての見詰め直し
- 4) コスト削減から 収益向上へ



マイナス金利政策について

- 1) 日銀の方針
- 2) 融資の動向
- 3) 金融機関の収益減少
- 4) コスト削減のしわ寄せ



寄り添った金融への期待

- 1) 災害国日本への対応～未被災地としての心構え
- 2) 経営者保証ゼロをめざす
- 3) 当座貸越の枠づくり
- 4) キャリアアドバイザーの設置
- 5) 高度化資金と団地再整備の経験から



持続可能な地域づくり

- 1) 中小企業憲章
- 2) 中小企業振興基本条例
- 3) 条例制定への道
- 4) 全道に広がる条例



中小企業憲章の閣議決定

中小企業憲章

平成22年6月
閣議決定

中小企業憲章

平成22年6月18日
閣議決定

中小企業は、経済を牽引する力であり、社会の主役である。常に時代の先駆けとして積極果敢に挑戦を続け、多くの難局に遭っても、これを乗り越えてきた。戦後復興期には、生活必需品への旺盛な内需を捉えるとともに、輸出で新市場を開拓した。オイルショック時には、省エネを進め、国全体の石油依存度低下にも寄与した。急激な円高に翻弄されても、産地で連携して新分野に挑み、バブル崩壊後もインターネットの活用などで活路を見出した。

我が国は、現在、世界的な不況、環境・エネルギー制約、少子高齢化などによる停滞に直面している。中小企業がその力と才能を発揮することが、疲弊する地方経済を活気づけ、同時にアジアなどの新興国の成長も取り込み日本の新しい未来を切り拓く上で不可欠である。

政府が中核となり、国の総力を挙げて、中小企業の持つ個性や可能性を存分に伸ばし、自立する中小企業を励まし、困っている中小企業を支え、そして、どんな問題も中小企業の立場で考えていく。これにより、中小企業が光り輝き、もって、安定的で活力ある経済と豊かな国民生活が実現されるよう、ここに中小企業憲章を定める。



「中小企業基本法」の変化

旧法

- <1963年制定>
- 第4条「地方公共団体は、国の施策に準じて施策を講ずるように努めなければならない」

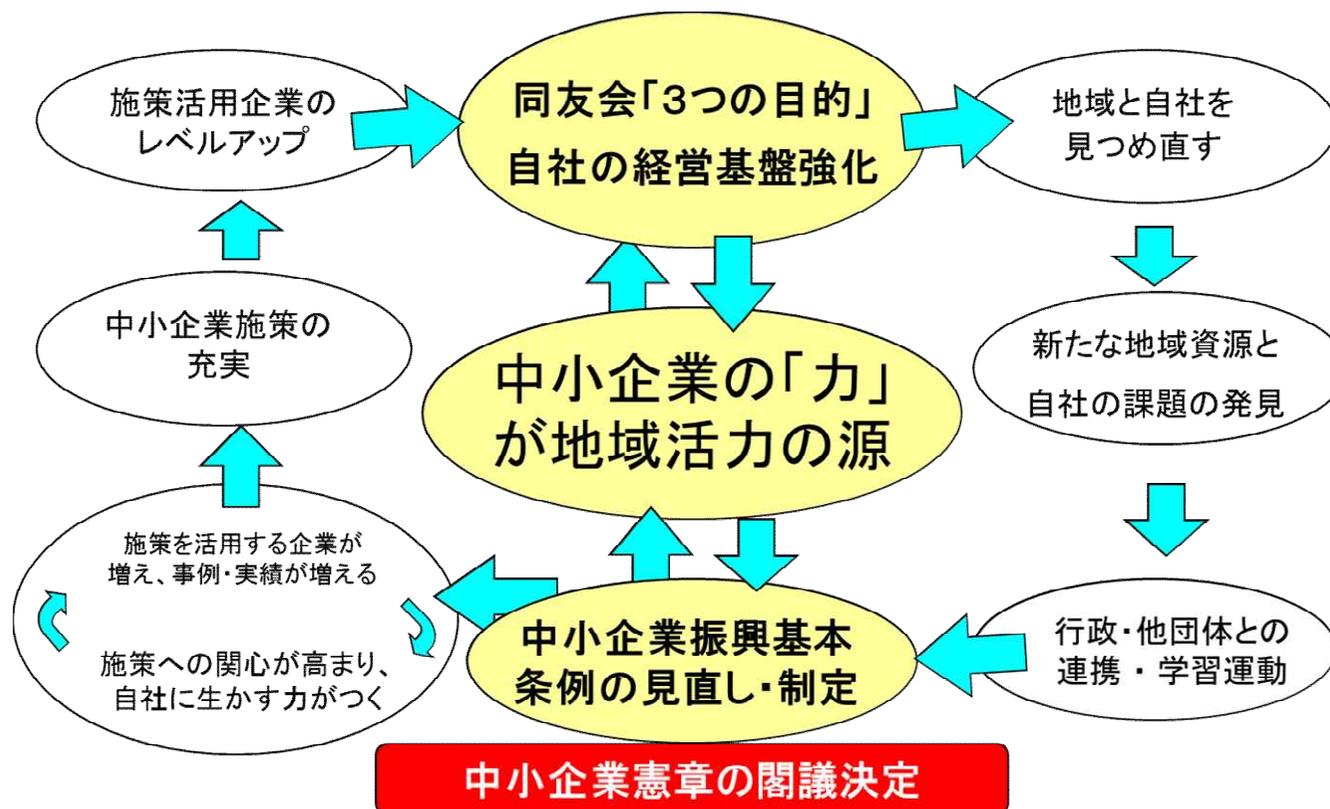
新法

- <1999年改正>
- 第6条「地方公共団体は、基本理念にのっとり、中小企業に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的・経済的・社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」



条例制定運動のねらい

～地域と中小企業発展のサイクル～



条例制定運動の成果

北海道産業振興条例
2008年4月1日施行

北海道小規模企業振興条例
2016年4月1日施行



持続可能な地域づくりのために
共に汗を流しましょう！



ご清聴ありがとうございました。

